

ー エコオフィスプランいばらき ー
(第6版)

(環境保全に向けた率先実行計画)



令和6(2024)年3月

令和8年4月一部改訂

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 経過	1
2 目的	2
3 基本方針	2
4 計画の位置付け	3
5 対象範囲	4
6 期間	4
7 取組実績	4

第2章 取組目標と内容

1 温室効果ガス排出量	5
2 各目標について	
2-1 省エネルギー	6
2-2 省資源	9
2-3 ごみの減量化	11
2-4 環境に配慮した事務用品等の購入	12
2-5 公共施設の建設・改修等に関する取組	13
2-6 イベントに関する取組	14
2-7 電力調達に関する取組	14
2-8 公共施設への再生可能エネルギーの導入	15
2-9 森林整備による二酸化炭素吸収	15

第3章 計画の推進

1 計画推進体制	16
2 PDCAサイクル	17
3 結果の公表	22
4 公共施設マネジメントとの連携	22

資料編

第1章 計画の基本的な考え方

1 経過

自動車の排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、廃棄物排出量の増大といった都市生活型公害や、オゾン層の破壊や地球の温暖化、エネルギー問題といった地球環境問題など、今日の環境問題を解決するためには、市民、事業者、行政といったあらゆる主体が、それぞれの役割に応じて、自主的に環境に配慮した取組を進めていくことが重要です。

本市では、平成11(1999)年度に本庁舎を対象に、市自らが事業者としての立場で環境に配慮した行動を率先実行するため「エコオフィスプランいばらき」を策定し、環境にやさしい市役所に向けて取り組んできました。

また、平成10(1998)年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づいて、市が行う事務事業を対象とした「茨木市地球温暖化対策推進実行計画」を平成12(2000)年12月に策定し、地球規模での環境問題にも取り組んできました。なお、平成15(2003)年3月の「エコオフィスプランいばらき」の目標を見直すにあたり、「環境にやさしい」職場をめざすという大きな目的が一致することから、「エコオフィスプランいばらき」の中に「茨木市地球温暖化対策推進実行計画」の目標等を加える形で統合し、対象範囲を本庁舎から本市の機関が行う全ての事務・事業へ拡大し、目標も見直しました。

さらに、消防本部・署では平成19(2007)年1月から、市庁舎本館・南館では同年10月から、それぞれISO14001に基づく取組を進め、環境マネジメントシステムを構築して、P D C Aサイクルの手法でなおいっそう組織的、効率的に取り組んできました。

その後、「エコオフィスプランいばらき（第3版）」の期間満了に伴い、「エコオフィスプランいばらき（第4版）」を策定し、消防本部・署及び市庁舎本館・南館で培ったISO14001の知識やノウハウを活かした独自のP D C Aサイクルによって推進するとともに、市長による「COOL CHOICE推進宣言」を行い、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

「エコオフィスプランいばらき（第5版）」では、公共施設マネジメントとの連携を位置づけ、ハード面での計画的な設備改修とソフト面での地球温暖化対策に積極的に取り組むとともに、市長による「2050年ゼロカーボンシティ表明」を行いました。

第6版では、国の温室効果ガス排出削減目標や本市の再生可能エネルギー導入戦略を踏まえ、なお一層の取組を進めます。

2 目的

本計画は、本市も市内における一事業者として、市自らが環境に配慮した事務事業に取り組み、地球温暖化対策の推進に資することを目的としています。

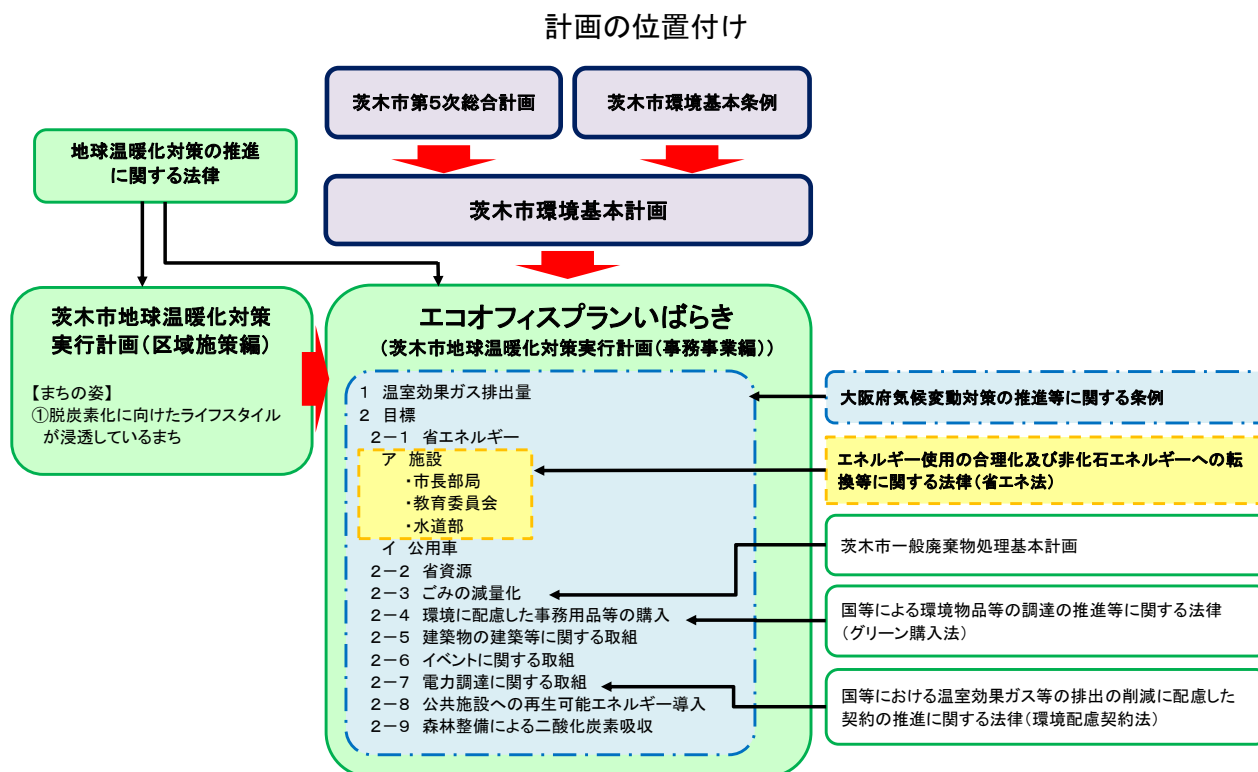
3 基本方針

計画の推進にあたっては、「第3章 計画の推進 2 P D C Aサイクル」で定める、ISO14001の考え方であるP D C Aサイクルによる進行管理により、全庁的に下記の取組を進めます。

- (1) 市の事務事業において排出する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン）を毎年把握し、公表するとともに、排出抑制に努めます。なお、法律で対象となるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、市の事務事業では排出する活動が無いいため、算定対象から除外します。
- (2) 市の事務事業における主要なエネルギー源である電気・ガス・自動車燃料の使用量の削減を進め、市のエネルギー使用量を削減します。
- (3) 水道及び用紙類の使用を抑制し、資源の有効利用を進めます。
- (4) 市の事務事業に伴うごみの発生抑制・資源化・再利用を行うことで、資源の有効利用を図るとともに、溶融処理するごみの減量を通じて、温室効果ガスの排出抑制を進めます。
- (5) 環境負荷の低い製品の購入を進めます。
- (6) 市が発注する工事を対象に計画段階から設計、施工、廃棄に至るまでの環境への負荷軽減をめざします。
- (7) 環境に配慮したイベントの実施を推進します。
- (8) 環境負荷の低い電力の調達に努めます。
- (9) 公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。
- (10) 適切な森林整備や、建築物への大阪府内産木材の利用を推進します。

4 計画の位置付け

本計画を、温対法第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）とします。



※地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）・大阪府気候変動対策の推進に関する条例

温室効果ガス排出量を把握するとともに、排出抑制等の措置を積極的に講じ、温室効果ガス排出量の削減に努めること等を定めています。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

市の事務・事業に伴うエネルギーの使用量を把握するとともに、エネルギー使用の合理化に努め、エネルギー使用量を年平均1%以上削減することを定めています。

5 対象範囲

計画の対象範囲は、市の機関が行う全ての事務・事業とし、指定管理制度を導入している公共施設も含まれます。ただし、管理・運営を全面的に外部に委託して実施するものは除きます。

公共施設には、建築物及び道路・公園等のインフラ施設を含みます。

6 期間

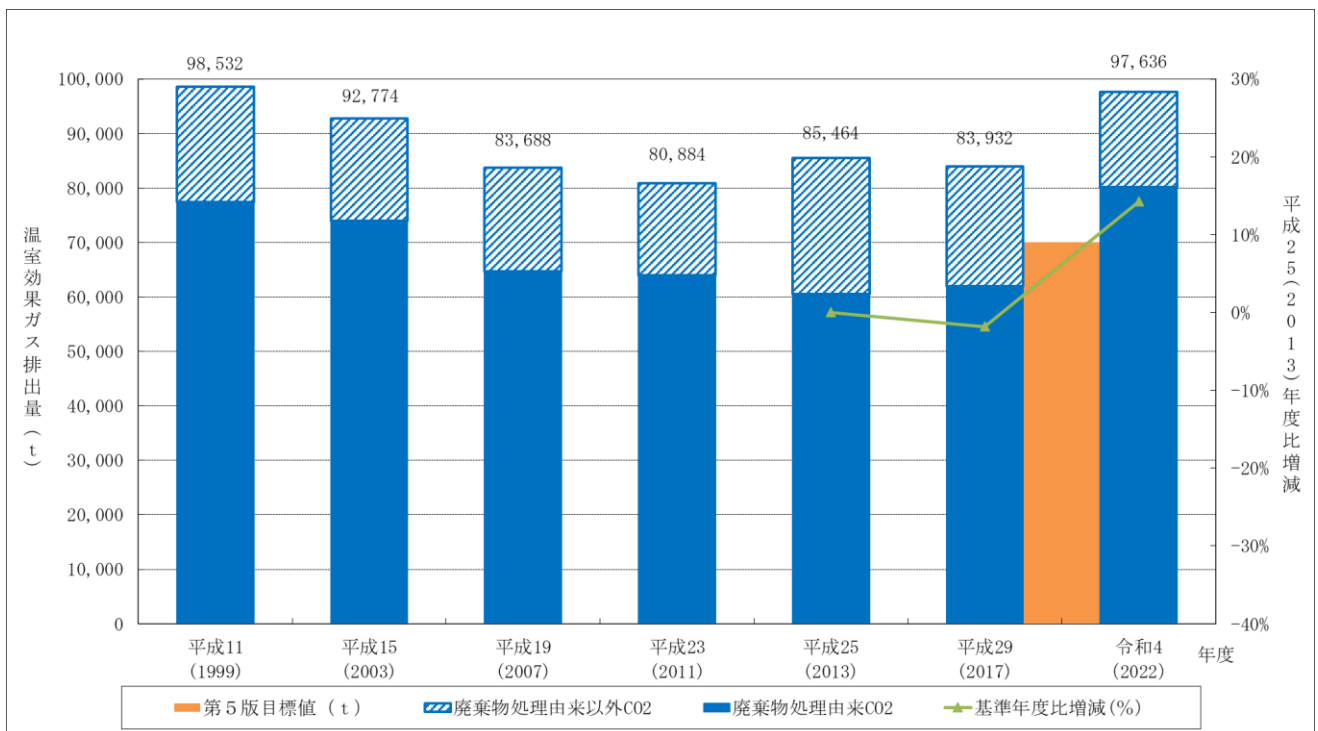
計画の期間は、令和12(2030)年度までの7年間としますが、情勢にあわせて随時見直しを行います。

7 取組実績

平成25(2013)年度に85,464 tであった温室効果ガス排出量は、平成30(2018)年度の大阪北部地震による災害廃棄物の増加や、新型コロナウイルスの流行による生活様式の変化が影響し、平成30(2018)年度以降は増加傾向にあります。結果、令和4(2022)年度には97,636 tと平成25(2013)年度比で14.2%増加しています。

したがって、「エコオフィスプランいばらき(第5版)」(令和5(2023)年度目標)の平成25(2013)年度比18%の削減目標は上記の社会情勢を原因に未達成の見込みになります。

温室効果ガス排出量の推移



第2章 取組目標と内容

1 温室効果ガス排出量

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、二酸化炭素をはじめとする4種類の温室効果ガス排出量の把握を行うとともに、排出抑制に努めます。

【基本方針】

市の事務事業において排出する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン）を毎年把握し、公表するとともに、排出抑制に努めます。

【目標】

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で46%削減する目標が示されています。一方、市の事務事業では、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出割合が大きく、単純なあてはめが困難です。そこで、廃棄物処理以外の温室効果ガスを46%削減し、廃棄物処理に伴う温室効果ガスを本市一般廃棄物処理基本計画に沿って20%削減します。これを踏まえ、温室効果ガスの総排出量を、平成25(2013)年度を基準として、2030年度までに28%削減することを目標とします。

[現況]	平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量（推計）	: 85,464 t
	令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量（推計）	: 97,636 t

【取組内容】

次の2-1から2-8までの取組を推進することで、温室効果ガス排出量削減の目標達成をめざします。

2 各目標について

2-1 省エネルギー

【基本方針】

市の事務事業における主要なエネルギー源である電気・ガス・自動車燃料の使用量の削減を進め、市のエネルギー使用量を削減します。

ア 公共施設の使用に伴うエネルギー

【目標】

エネルギー使用量を原油換算で、平成25(2013)年度を基準として、17%削減します。

[現況] 平成25(2013)年度のエネルギー使用量

	使用量	原油換算
電気使用量	35,235,503kWh	9,063kL
都市ガス使用量	1,512,429m ³	1,756kL
プロパンガス使用量	103,215kg	135kL
灯油使用量	398,039 L	377kL
A重油使用量	24,077 L	25kL
コークス使用量	5,016 t	3,805kL
合計		15,161kL

令和4(2022)年度のエネルギー使用量

	使用量	原油換算
電気使用量	38,952,843kWh	10,020kL
都市ガス使用量	1,112,968m ³	1,292kL
プロパンガス使用量	99,028kg	130kL
灯油使用量	614,717 L	582kL
A重油使用量	13,829 L	14kL
コークス使用量	5,366 t	4,070kL
合計		16,108kL

【取組内容】

- 始業前や昼休みは業務に支障のない範囲で消灯します。
- 電気製品を使用していない時は、こまめにスイッチを切ります。
- 冷暖房を使用する際は、適正な温度設定を徹底します。

(室内温度の目安：夏季28℃、冬季19℃)

- 冷暖房効果を上げるため、ブラインドやカーテン等を活用します。

- LED照明などの、節電型の電気製品を導入します。
- 給湯設備・空調設備等の更新に当たっては、環境配慮型の機器を導入します。
- 定時以降はエレベーターの運転台数を抑制します。
- 時間外勤務時の点灯は業務に必要な範囲にとどめるとともに、水曜日のノー残業デーのいっそうの推進に努めます。

イ 公用車の使用に伴うエネルギー

【目標】

自動車燃料使用量を原油換算で、平成25年度(2013年度)を基準として、17%削減します。

ただし、消防本部の業務に使用する車両については、その性質上使用を抑制することが困難であることから、引き続き燃料使用量の実績把握は行いますが、本計画の評価からは対象外とします。

[現況] 平成25(2013)年度のエネルギー使用量 (消防本部含む)		
	使用量	原油換算
自動車燃料使用量 (ガソリン)	125,801 L	112,300 L
自動車燃料使用量 (軽油)	125,154 L	121,732 L
合計		234,032 L
令和4(2022)年度のエネルギー使用量 (消防本部含む)		
	使用量	原油換算
自動車燃料使用量 (ガソリン)	134,451 L	120,022 L
自動車燃料使用量 (軽油)	121,509 L	118,187 L
合計		238,209 L

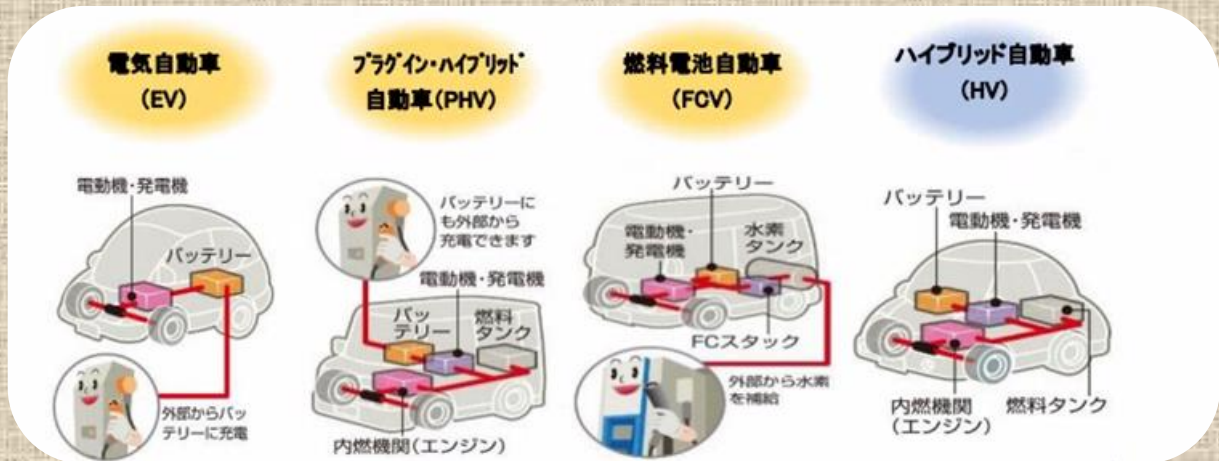
[現況] 平成25(2013)年度のエネルギー使用量 (消防本部除く)		
	使用量	原油換算
自動車燃料使用量 (ガソリン)	64,479 L	57,559 L
自動車燃料使用量 (軽油)	105,103 L	102,229 L
合計		159,788 L
令和4(2022)年度のエネルギー使用量 (消防本部除く)		
	使用量	原油換算
自動車燃料使用量 (ガソリン)	58,175 L	51,931 L
自動車燃料使用量 (軽油)	93,467 L	90,912 L
合計		142,843 L

【取組内容】

- 公用車を調達する際は、可能な限り電動車の導入を検討します。
- 原則として公用車の使用は往復5 km以上とします。

【ポイント 電動車】

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）及び燃料電池自動車（FCV）を「ゼロエミッション車」（ZEV：Zero Emission Vehicle の略）といいます。また、ZEV とハイブリッド自動車（HV）を合わせて「電動車」といいます。



（出展：大阪自動車環境対策推進会議「おおさか電動車普及戦略」）

2-2 省資源

【基本方針】

水道及び用紙類の使用を抑制し、資源の有効利用を進めます。

ア 用紙類使用量

【目標】

用紙類の使用量を、令和元(2019)年度レベルに抑制します。

[現況] 令和元(2019)年度の使用量(購入量) : 64,043,774枚 (A4換算)

【内訳】 コピー用紙 : 46,968,865枚 印刷用紙 : 17,074,909枚

令和4(2022)年度の使用量(購入量) : 62,975,654枚 (A4換算)

【内訳】 コピー用紙 : 52,833,862枚 印刷用紙 : 10,141,792枚

【取組内容】

- 行政手続きのオンライン化を推進することにより、申請書として使用する用紙類の量を削減します。
- 紙に印刷して配布する必要があるものなどを除き、作成する資料等は可能な限り電子化します。
- 資料、台帳等は共有フォルダ内に保存するとともに、Logoチャットを活用するなど可能な限り電子ファイルで共有します。紙による管理が必要な場合は保存棚などで共有します。
- プレビュー等で印刷内容を確認するとともに、部数等、印刷設定が間違っていないか確認します。
- 資料等を印刷する場合は、特に支障のない限り両面印刷とし、可能な場合は複数ページを1ページに集約印刷します。
- 庁内の資料等は、軽微な誤字脱字・傾き・ムラ程度でコピーの取り直しをしません。
- ミスコピーを防止するため、コピー後は必ずクリアボタンを押します。
- 印刷物を発注する際は、使用目的や配布先、配布方法などを踏まえ、電子化することができないか検討したうえで、必要部数のみを作成します。
- 片面のみを使用した紙のうち、その面が不特定多数の目に触れても支障のない内容であるものを、裏紙として利用します。

- 裏紙を使用する場合は、環境政策課から配付したゴム印を押すなど、裏面がどちらかわかるような手段を講じます。
- 各課で生じた裏紙や使用済み封筒は、課内で1か所にまとめて整理するなど、使いやすい環境を整えます。

イ 水道使用量

【目標】

水道の使用量を、令和元(2019)年度レベルに抑制します。

[現況] 令和元(2019)年度の水道使用量：595,965m³
令和4(2022)年度の水道使用量：538,065m³

【取組内容】

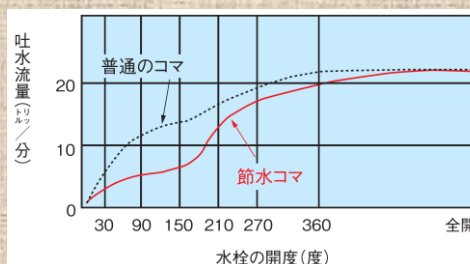
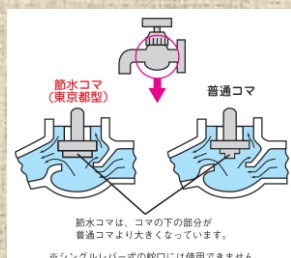
- コップ等を洗うときに水を出しっぱなしにしないなど、不要な開栓を抑制します。
- 節水コマや自動水栓など、節水機器の導入に努めます。
- 洗濯機やエアコンなど水を使用する機器を調達する際は、節水型のものを選択します。
- 水道の水圧や水漏れの点検を定期的の実施し、適正化を図ります。
- 雨水貯留タンクを設置するなど、雨水利用に努めます。
- 音消しのための洗浄を控えるなど、トイレ洗浄水の節約に努めます。
- 洗車は必要最小限に留めます。
- ふき掃除や洗車はバケツに水をためて行います。

【ポイント① 水道もエネルギー??】

水道も河川水から上水を作り出すためのエネルギーや、浄水場から給水するエネルギーが必要です。下水も汚水を河川や海に排水できるように処理するエネルギーが必要です。例えば、シャワーを5回使用すると約1m³の水を使うことになります。これを1次エネルギー換算すると7.9MJになり、電力量の約0.8kWhに相当するので、100Wの電球1灯を約8時間つけっぱなしにしていることと同じになります。

【ポイント② 節水コマを取り付ける】

節水コマをコマ内臓タイプの蛇口に取り付けるだけで、洗面所のように洗い流しをするところでは、1分間に最大で約6リットル節水できます。



2-3 ごみの減量化

【基本方針】

市の事務事業に伴うごみの発生抑制・再使用・再資源化を行うことで、資源の有効利用を図ると共に、溶融処理するごみの減量を通じて、温室効果ガスの排出抑制を進めます。

【目標】

普通ごみ排出量を、平成25(2013)年度を基準として、17%削減します。

[現況] 平成25(2013)年度の普通ごみ排出量(推計) : 386.8 t
令和4(2022)年度の普通ごみ排出量(推計) : 344.1 t

【取組内容】

- 自ら定期的に普通ごみ排出量を計量します。
- 使用済みのコピー用紙、更紙、雑誌、パンフレット及びチラシなどは、回収箱の「その他」の区分でリサイクルします。
- コピー機・プリンタのトナーカートリッジのリサイクルを進めます。
- ごみの減量化に配慮した商品を購入します。
- 使い捨て商品・過剰包装商品の購入を抑制します。
- お茶殻等の生ごみについては、堆肥化や減容化に努めます。
- 缶、びん、ペットボトルは内部を洗浄し分別回収箱等に入れてリサイクルします。
- 新聞、雑誌及び段ボールについては、すでに設置されている回収箱などを活用し、分別を徹底します。

- 事務用品等の長期使用・繰り返し使用を図ります。
- 職員はマイ箸・マイカップを使用するよう努めます。
- 職員の食事の際は、使い捨て容器など、ごみとなるものを避けるように努めます。
- 職員一人ひとりが3 Rを意識し、実践します。

スリーアール

【ポイント ～3 Rに取り組もう～】

スリーアール

「3 R」とはごみを減らすために大切な3つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、その順番通りに取り組むことが大切です。

○Reduce（リデュース）：**Reduce**とは、ごみになるものを作らないということです。不必要なものは持たないようにし、買わない、もらわない、使わないということが、ごみ減量の第一歩になります。

発生抑制

○Reuse（リユース）：**Reuse**とは使えるものは繰り返し使うということです。まだ使えるものは捨てないようにし、自分では使えなくても他に使える人がいたら譲りましょう。

再使用

○Recycle（リサイクル）：**Recycle**とは、資源としてもう一度使うことです。そのままでは使えなくても、資源としてなら再利用できるものがたくさんあります。資源として使え

再生利用

2-4 環境に配慮した事務用品等の購入

【基本方針】

環境負荷の低い製品の購入を進めます。

【目標】

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「茨木市グリーン調達方針」に従い、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たす物品等を調達します。

【取組内容】

- 「茨木市グリーン調達方針」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考にしてグリーン調達の推進に努めます。
- 物品の購入にあたっては、在庫を確認して計画的な購入に努め、余分な購入をしません。
- リサイクル素材を使用している商品や、リサイクルしやすい構造を採用している商品など、リサイクルに配慮した商品を購入します。

- 詰め替えのできる洗剤やカートリッジ式の文房具など、ごみの減量化に配慮した商品を購入します。
- 紙コップなどの使い捨て商品の購入を控えます。
- 過剰包装の商品の購入を控えます。
- 古紙パルプ配合率の高い商品の購入に努めます。
- 使用頻度の低い事務用品等は、複数の部署が共同で購入・管理します。
- 事務用品等の再利用を促進するため、不用品リストの作成、不用品保管棚の設置などを行います。
- 不用品交換や機器の融通のため、掲示板を活用します。
- 省資源型 O A 機器の導入に努めます。
- いこ@ねっと「各課のお便り」の環境管理事務局ページのグリーン調達に関するリンク集を必要に応じて参照、活用します。
- 職員の名刺には、原則として古紙再生紙を使用することを推奨します。
- 事務用品等を大切に扱い、長期間使用します。
- 事務用品等を繰り返し使用します。
- まだ使えるが不用な事務用品等がある場合は、他に使う人がいないか声をかけます。

2-5 公共施設の建設・改修等に関する取組

公共施設の建設・改修等にあたっては、「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」に基づき、計画・設計段階から環境配慮に努めます。

【基本方針】

市が発注する工事を対象に計画段階から設計、施工、廃棄に至るまでの環境への負荷軽減をめざします。

【目標】

「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」に従い、環境に配慮した公共工事を実施します。

【取組内容】

- 公共施設の建設・改修等にあたり、大気汚染、水質の汚濁、騒音・振動又は悪臭に対する配慮や良好な景観を創造した計画・設計を行い、地域住民が健康に過ごすことができる施設づくりを進めます。

- 公共施設の建設・改修等にあたり、事前に自然環境への影響を十分に調査し、その結果を建築物や土木構造物の配置・形状及び工法検討に反映することにより、自然環境に配慮した施設づくりを進めます。
- 公共施設は、電気・水などの大量のエネルギーや資源を使用するため、建設・改修等にあたっては、ZEB化やESCO事業の活用を検討するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入などの計画・設計を進めます。
- 工事の設計・施工では、工事で使用する資材、発生する建設副産物等は、現場内流用、工時間流用もしくは、再資源化施設への搬出を行い、資源の循環に努めます。
- 市が行う工事の施工は、民間の土木・建築事業者との委託・請負契約によって行われます。市は、施工による環境への影響を最小限に抑えるために、業者等の適切な選定及び監督・指導を行います。
- 事業の情報の提供を行うことによって、地域住民に親しまれる公共施設をめざします。

2-6 イベントに関する取組

イベントの実施にあたっては、「茨木市エコイベント実施手順書」に基づき、環境配慮に努めます。

【基本方針】

環境に配慮したイベントの実施を推進します。

【目標】

「茨木市エコイベント実施手順書」に従い、環境に配慮したイベントを実施します。

【取組内容】

- チラシ等に、エコイベントの趣旨や、市民及び来場者に対して環境への配慮の協力を求める事項を掲載します。
- 来場者に対して徒歩、自転車及び公共交通機関の利用を促します。
- 省エネルギー及びグリーン購入に取り組みます。
- ごみの減量に努めます。
- その他、「茨木市エコイベント実施手順書」に基づき、環境に配慮したイベントを行います。

2-7 電力調達に関する取組

事務事業で使用する電力の調達にあたっては、「国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、価格のみではなく温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮し、契約するよう努めます。

【基本方針】

環境負荷の低い電力の調達に努めます。

【目標】

温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）が一定以上低い小売電気事業者との契約を推進します。

【取組内容】

- 電力を調達する際には、入札の資格や条件に、二酸化炭素排出係数や未利用エネルギー、再生可能エネルギーの導入などを加えます。
- その他、「国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、環境負荷の低い電力の調達を行います。

2-8 公共施設への再生可能エネルギーの導入

温室効果ガスの排出量を削減し、市自らが環境に配慮した事務事業に取り組むため、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を推進します。

【基本方針】

公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

【目標】

再生可能エネルギー設備の導入を進め、温室効果ガス排出量を削減します。

【取組内容】

- 公共施設の建築・改修の際には、再生可能エネルギーの導入可能性を検討します。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、P P A やリース契約等の第三者モデルを含めた多様な方法を検討します。
- 検討の結果、導入可能性が高いと判断された公共施設には、計画的に設備導入を進めます。

2-9 森林整備等による二酸化炭素吸収

森林には大気中の二酸化炭素の吸収源としての役割があります。また、森林から供給される木材は炭素を長期的に貯蔵することが可能です。

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、すでに排出された二酸化炭素を吸収・固定する取組も推進します。

【基本方針】

適切な森林整備や、建築物への大阪府内産木材の利用を推進します。

【目標】

森林吸収及び木材固定の活用により二酸化炭素排出量を削減します。

【取組内容】

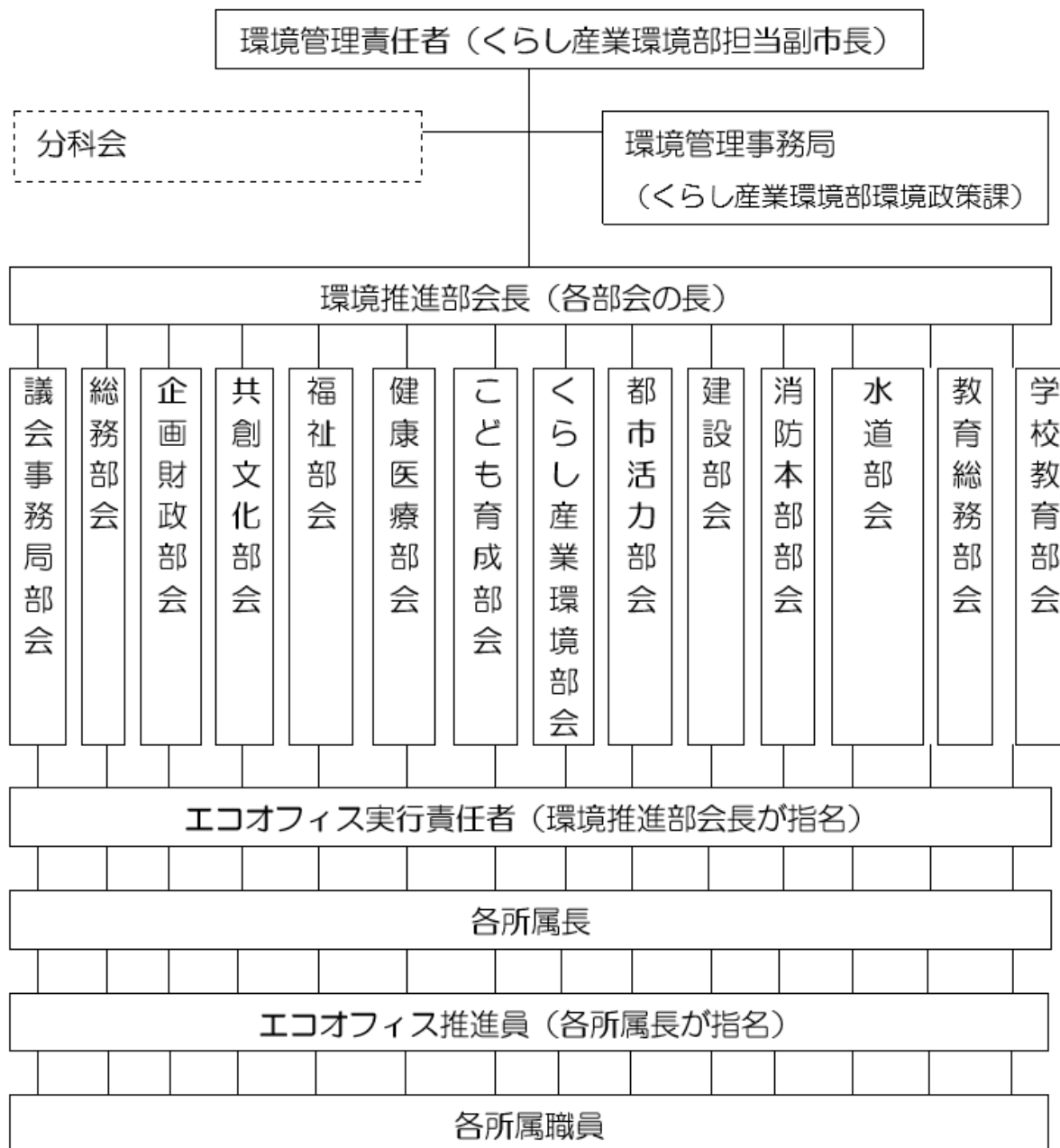
- 市内の森林の適切な整備を推進します。
- 公共施設を建築する際は、大阪府内産の木材利用に努めます。
- 森林整備等による二酸化炭素の削減量を算出する際は大阪府の認証制度を活用します。

第3章 計画の推進

1 計画推進体制

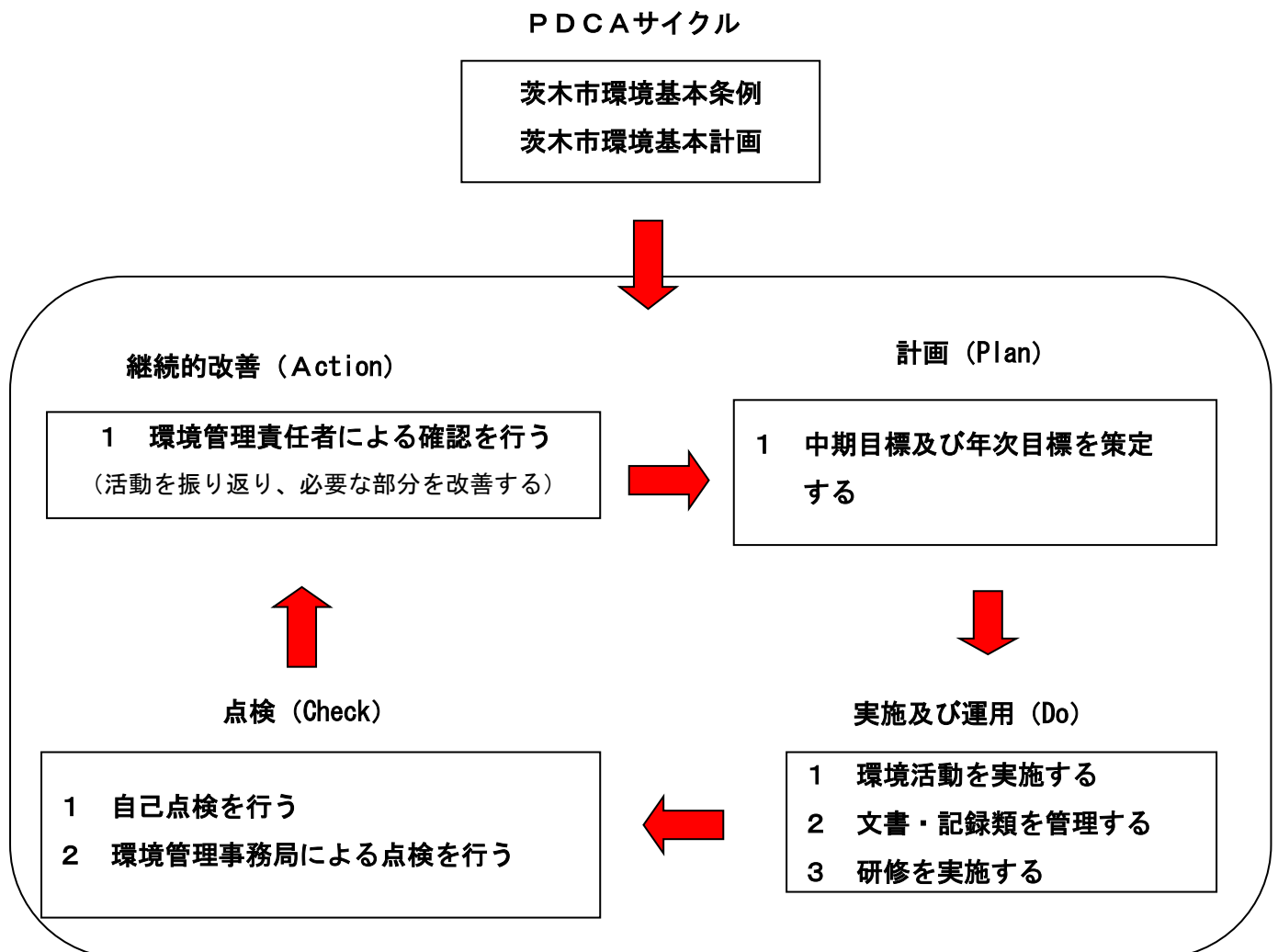
茨木市環境管理推進組織を、本計画の推進及び点検に係る組織とします。

茨木市環境管理推進組織体制図



2 PDCAサイクル

本計画を効果的に推進するため、ISO14001の考え方であるPDCAサイクルを活用し、進行管理を行います。



みんなでクルクル大作戦！！



○計画（Plan）

1 中期目標及び年次目標の策定

本市の環境活動の到達点である中期目標を設定し、その達成のための具体的な年次目標を次の(1)～(4)の手順に基づき策定します。

(1) 本計画『第2章 取組内容と目標』で目標を設定している次の項目の中で、各所属で管理している項目（環境負荷改善状況システムに入力している項目等）を特定します。

- ・省エネルギー（電気・都市ガス等各種エネルギー使用量）
- ・自動車燃料（ガソリン・軽油使用量）
- ・用紙類（コピー用紙・印刷用紙使用量）
- ・水道使用量
- ・普通ごみ排出量

(2) 各項目について、事務の性格別に①内部事務（事務室等）、②外部関係（市民等使用）、③事業プラント（上下水道設備等）の3区分に分類します。

(3) 本計画の目標に沿って、3区分ごとに基準（平成25(2013)年度）の把握及び中期目標（令和12(2030)年度）を決定します。

※機構の改正により、平成25年度(2013年度)の数値が特定できない所属においては、それぞれの事務事業を考慮して、中期目標・年次目標を設定してください。

(4) 各項目について、3区分ごとに中期目標を達成するために、年次目標（令和6（2024）～令和11(2029)年度の年度毎の到達点）を決定します。

※施設を所管されている所属においては、施設での各種使用量についても併せて目標設定をしてください。また、可能な限り、施設ごとに中期目標・年次目標を策定し、環境に配慮した事務事業に取り組んでください。

【関連文書】

- ・中期目標・年次目標

○実施及び運用（D o）

1 環境活動を実施する

前述した「計画（Plan）」の段階で、各所属において策定した「中期目標・年次目標」に基づき環境活動を実施します。

2 文書・記録等を管理する

活動を記録する文書等は、文書はいこ@ねっとの各課のお便り「環境管理事務局」のページ中に掲載しています。また、文書の管理体制（システム文書の分類と解説、作成者、決裁権者、保存期間等）については、「エコオフィスプランいばらき文書一覧表」に記載しています。

【関連文書】

- ・各種手順書
- ・エコオフィスプランいばらき文書一覧

3 研修を実施する

環境に関する一般的な知識の習得、及び本計画をより効果的に運用し環境への負荷の低減をめざすため、年1回以上職員研修を実施します。

○点検（C h e c k）

1 自己点検

【各所属】

- (1) 各所属において、中期目標・年次目標の進捗・達成状況を自己点検し、その記録を四半期ごとに「エコオフィスプランいばらき四半期報告書（各所属）」（**第4四半期は「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（各所属）」**）にとりまとめます。
- (2) 上記の様式に加え、別途環境管理事務局から指示のある様式等を併せて、四半期ごとに環境推進部会長（**第4四半期は環境管理事務局**）に報告します。

【環境管理事務局】

環境管理事務局は、エコオフィスプランいばらきの取組状況を把握するため、「エコオフィスプランいばらき推進状況報告書」を年1回以上取りまとめ、点検・見直しを行い、必要に応じて環境推進部会長に是正処置を講ずるよう指示します。

2 環境管理事務局による点検

P D C Aサイクルが、適切に維持・運用されているかについて、年1回以上、環境管理事務局が所属単位で点検を行うとともに、必要に応じて外部評価者による点検・教育・啓発を行います。

【関連文書】

- ・エコオフィスプランいばらき四半期報告書（各所属）
- ・エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（各所属）

○継続的改善（Action）

本計画について総括・点検を行うとともに、継続的改善を見据えた計画の見直しの必要性を判断するため、環境管理責任者による確認を次のように実施します。

1 環境管理責任者による確認の頻度

環境管理事務局は、年1回以上環境管理責任者による確認を実施します。

2 環境管理責任者による確認の手順

【環境推進部会長】

本市では、最終的には環境管理責任者による確認を行いますが、より効果的・効率的に各部署単位でのマネジメントを行うため、部会の責任者である環境推進部会長による確認（部会確認）を行うこととし、その手順に関して、次のとおり定めます。

- (1) 環境推進部会長は、エコオフィス実行責任者に指示し、部会各所属の「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（各所属）」を確認するほか、必要な情報を収集します。
- (2) 環境推進部会長は、部会確認において「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（部会）」を作成し、次のア、イの事項において、必要に応じて部会の変更内容及び改善方策を提示します。
 - ア 中期目標及び年次目標
 - イ その他、部会のエコオフィスプランいばらき全般に関すること。
- (3) 環境推進部会長は、「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（部会）」を環境管理責任者に報告し、配布又はいこ@ねっと上への掲載により、部会の適用職員に周知するとともに、是正・改善の処置を講じるよう指示します。

【環境管理責任者】

- (1) 環境推進部会長は、各部会単位で「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（部会）」を作成し、環境管理責任者に報告します。
- (2) 環境管理責任者は、提出のあった各部会の「エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（部会）」を参考に、「エコオフィスプランいばらき進捗状況総括報告書」を作成し、確認を実施します。
- (3) 環境管理責任者は、配布又はいこ@ねっと上への掲載により、職員に周知します。

3 各所属での対応

各所属では、環境管理責任者及び環境推進部会長による確認の結果を踏まえて活動を振り返り、必要に応じて改善を実施するなど、継続的に活動を進めていきます。

【関連文書】

- ・エコオフィスプランいばらき達成状況報告書（部会）

3 結果の公表

本計画の実施状況については、環境年次報告書（いばらきの環境）・ホームページ等により公表します。

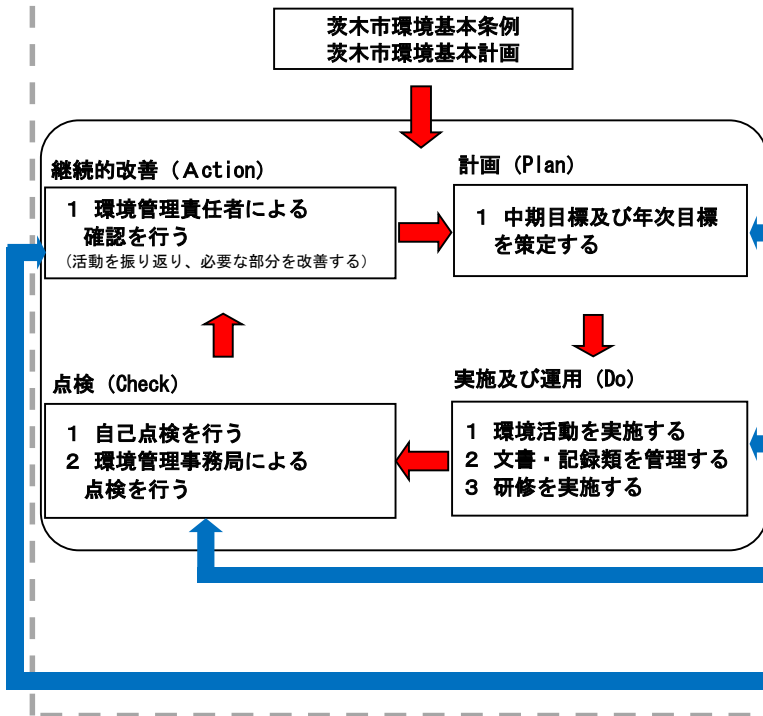
4 公共施設マネジメントとの連携

本市においては、急激な人口増加や行政需要の拡大を受け、主に昭和 40 年代から 50 年代にかけて、多くの公共施設等が整備されました。これらの公共施設等の老朽化が進行しており、今後、人口減少や人口構造の変化等が予測される中で、長期的な視点をもって、計画的に適切な保全、更新等を実施していくことが大きな課題となっています。

設備更新には大きな財源が必要となることから、公共施設マネジメントの視点を加え、環境部門と公共施設マネジメント部門、企画部門及び財政部門の連携のもと、老朽化した設備の更新による省エネ効果の見込みを簡便に把握できるようにし、設備改修に係る方針を明確化したうえで、総合計画実施計画や予算編成を通じて、計画的かつ継続的な取組を推進します。

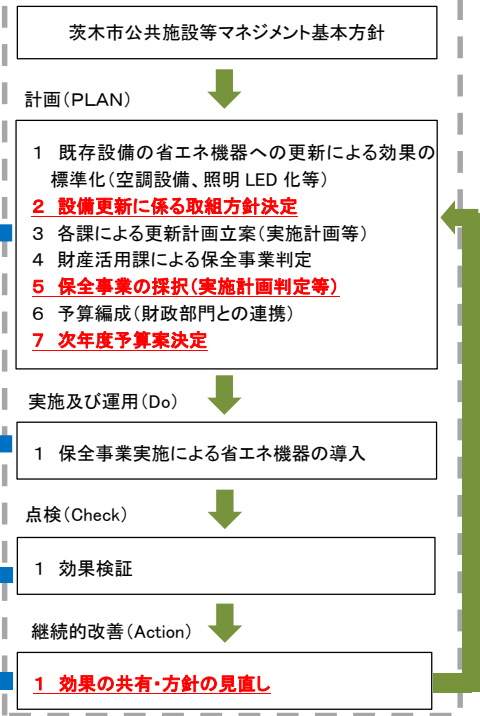
公共施設マネジメントとの連携により、市長によるトップマネジメントを行い、多層的なマネジメントを行います。

環境管理責任者によるPDCAサイクル



公共施設マネジメントによるPDCAサイクル

赤字下線部分は市長によるトップマネジメント



資料編

1 P D C Aサイクルに係る年間スケジュール表（年度により変更あり）

	報告等の内容	様式等の報告の流れ
4月	●エコオフィス実行責任者、エコオフィス推進員の推薦	【各課】⇒【環境推進部会長】⇒【環境管理事務局】
	●「エコオフィスプランいばらき」に関する報告 (エコオフィスプランいばらき達成状況報告書)※昨年度の総括報告(公共工事含む)	【各課】⇒【環境推進部会長】
5月	●環境マネジメントシステムに関する職員研修	
6月		
7月	●環境管理責任者による確認	
	●「エコオフィスプランいばらき」に関する報告 (エコオフィスプランいばらき四半期報告書)※第1四半期の報告	【各課】⇒【環境推進部会長】※各部会ごとに保管
8月		
9月		
10月	●「エコオフィスプランいばらき」に関する報告 (エコオフィスプランいばらき四半期報告書)※第2四半期の報告	【各課】⇒【環境推進部会長】※各部会ごとに保管
11月		
12月		
1月	●「エコオフィスプランいばらき」に関する報告 (エコオフィスプランいばらき四半期報告書)※第3四半期の報告	【各課】⇒【環境推進部会長】※各部会ごとに保管
	●環境管理事務局による点検【該当部会】	
2月		
3月		
随時	●エコイベントに関する報告【該当課】	【各課】⇒【環境推進部会長】⇒【環境管理事務局】
	●公共工事に関する報告【該当課】	【各課】⇒【環境推進部会長】⇒【公共工事分科会座長】

2 各項目における削減目標の考え方

項目	目標の考え方（第6版）	推移																		
温室効果ガス排出量	<p>国の地球温暖化対策計画（令和3年10月）では、令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比で46%削減を目指し、さらには50%削減の高みに向けて挑戦すると野心的な目標を設定している。環境省の補助金交付や脱炭素化推進事業債の発行の条件もかんがみ、同レベルの目標設定が望まれる。</p> <p>一方、国のマニュアルでは、大幅な削減が難しいと考えられる一般廃棄物処理に由来する排出量を除いた特定分野に限定して、国と同等の目標を設定することも考えられると例示されている。</p> <p>本市でも「ごみ処理由来排出分」と「その他排出分」に分けて令和12(2030)年度までの7年間の目標を検討する。</p> <p>ごみ処理由来排出分は、一般廃棄物処理基本計画に沿って20%の削減、その他排出分は、国の目標に準じ、46%削減とすると、基準年度比では全体で28%の削減となる。</p> <p>国の目標に準じて、令和12(2030)年度までの7年間で温室効果ガス排出量の28%の削減を目標（平成25(2013)年度比）とする。 ※廃棄物の広域処理に伴う摂津市分の廃棄物量は除いたうえで評価する。</p>	<table border="1"> <caption>温室効果ガス排出量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>85,664</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>83,932</td> <td>-2%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>97,436</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>61,421</td> <td>-28%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	排出量 (t)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	85,664	0%	平成29(2017)	83,932	-2%	令和4(2022)	97,436	13%	令和12(2030)	61,421	-28%			
年度	排出量 (t)	基準年比増減 (%)																		
平成25(2013)	85,664	0%																		
平成29(2017)	83,932	-2%																		
令和4(2022)	97,436	13%																		
令和12(2030)	61,421	-28%																		
省エネルギー	<p>第5版の考え方と同様に、基準年度である平成25(2013)年度から取組期間の最終年度である令和12(2030)年度までを考えると、17年間である。</p> <p>原油換算で17%の削減（平成25(2013)年度比）を目標とする。</p>	<table border="1"> <caption>エネルギー使用量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>消費量 (kWh)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>15,161</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>14,977</td> <td>-1%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>16,108</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>12,584</td> <td>-17%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	消費量 (kWh)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	15,161	0%	平成29(2017)	14,977	-1%	令和4(2022)	16,108	7%	令和12(2030)	12,584	-17%			
	年度	消費量 (kWh)	基準年比増減 (%)																	
平成25(2013)	15,161	0%																		
平成29(2017)	14,977	-1%																		
令和4(2022)	16,108	7%																		
令和12(2030)	12,584	-17%																		
公用車	<p>ガソリンや軽油等の化石燃料を使用し、二酸化炭素を排出するため、省エネ法に準じて原油換算で17%の削減（平成25(2013)年度比）を目標とする。 ※ただし、消防本部の業務に使用する車両は、業務の性質上、燃料使用の抑制が困難であることから評価の対象外とする。</p>	<table border="1"> <caption>燃料消費量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>消費量 (kl)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>234,032</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>230,776</td> <td>-1%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>238,209</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>194,247</td> <td>-17%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	消費量 (kl)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	234,032	0%	平成29(2017)	230,776	-1%	令和4(2022)	238,209	2%	令和12(2030)	194,247	-17%			
年度	消費量 (kl)	基準年比増減 (%)																		
平成25(2013)	234,032	0%																		
平成29(2017)	230,776	-1%																		
令和4(2022)	238,209	2%																		
令和12(2030)	194,247	-17%																		
用紙類使用量	<p>・「DXする。」が進み、市庁舎での使用量は減少しているものの、児童・生徒や保護者への紙による連絡など、中学校での使用量削減が困難である。増加の原因のひとつとして、新型コロナウイルスの影響による連絡事項の増加があげられるため、コロナ禍前の令和元(2019)年度の使用量維持を目標とする。</p>	<table border="1"> <caption>用紙類使用量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>使用量 (千枚)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>53,258</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>60,431</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>令和元(2019)</td> <td>64,044</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>62,976</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>64,044</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	使用量 (千枚)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	53,258	0%	平成29(2017)	60,431	13%	令和元(2019)	64,044	20%	令和4(2022)	62,976	18%	令和12(2030)	64,044	20%
年度	使用量 (千枚)	基準年比増減 (%)																		
平成25(2013)	53,258	0%																		
平成29(2017)	60,431	13%																		
令和元(2019)	64,044	20%																		
令和4(2022)	62,976	18%																		
令和12(2030)	64,044	20%																		
水道使用量	<p>・第5版の考え方と同様であるが、令和2(2020)年度～令和3(2021)年度は、新型コロナウイルスの影響による公共施設の休館や小・中学校でのプールの使用回数減少の結果の数値となっているため、コロナ禍前の令和元(2019)年度の使用量維持を目標とする。</p>	<table border="1"> <caption>水道使用量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>使用量 (m³)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>653</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>603</td> <td>-7%</td> </tr> <tr> <td>令和元(2019)</td> <td>596</td> <td>-8%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>586</td> <td>-9%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>596</td> <td>-8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	使用量 (m³)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	653	0%	平成29(2017)	603	-7%	令和元(2019)	596	-8%	令和4(2022)	586	-9%	令和12(2030)	596	-8%
年度	使用量 (m³)	基準年比増減 (%)																		
平成25(2013)	653	0%																		
平成29(2017)	603	-7%																		
令和元(2019)	596	-8%																		
令和4(2022)	586	-9%																		
令和12(2030)	596	-8%																		
普通ごみ排出量	<p>・茨木市一般廃棄物処理基本計画において、事業系ごみは12%の削減を目標（平成26(2014)年度→令和7(2025)年度としているため、これに準じて17%を削減（平成25(2013)年度比）を目標とする。</p> <p>ただし、一般廃棄物処理基本計画の改定時には、目標を見直す。</p>	<table border="1"> <caption>普通ごみ排出量推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t)</th> <th>基準年比増減 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)</td> <td>386.8</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)</td> <td>397.1</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>344.1</td> <td>-11%</td> </tr> <tr> <td>令和12(2030)</td> <td>321.0</td> <td>-17%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	排出量 (t)	基準年比増減 (%)	平成25(2013)	386.8	0%	平成29(2017)	397.1	3%	令和4(2022)	344.1	-11%	令和12(2030)	321.0	-17%			
年度	排出量 (t)	基準年比増減 (%)																		
平成25(2013)	386.8	0%																		
平成29(2017)	397.1	3%																		
令和4(2022)	344.1	-11%																		
令和12(2030)	321.0	-17%																		